

保安林総合改良整備事業
(下浜地区Ⅰ)

入札説明資料

令和8年3月24日

米代西部森林管理署

治山事業請負契約書（案）

発注者 分任支出負担行為担当官 米代西部森林管理署長 小野寺 靖久 と請負者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年3月24日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	保安林総合改良整備事業（下浜地区Ⅰ）
案件内容・仕様	仕様書・図面等
契約金額 （税込み）	金 円 （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
納入期限	令和8年7月31日
契約期間	契約締結日の翌日～令和8年7月31日
納入場所・履行場所	字後谷地外2 国有林155に林小班外
契約保証金	免除
備考	選択条項及び支給材料及び貸与物件は「別紙1」のとおり。 作業種別又は箇所別の事業期間は「別紙2 事業内訳書」のとおり。 特約事項については「別紙3」のとおり。

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び請負者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 分任支出負担行為担当官
米代西部森林管理署長
小野寺 靖久

請負者

※紙による契約の場合は上記下線部分を削除し、「署名」部分を「記名押印」とする。

別紙 1

1 選択条項

別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除 の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙2を添付する。

2 支給材料及び貸与物件 (別冊「国有林野事業造林事業請負契約約款」第15条関係)

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。

■ 保安林総合改良整備事業(下浜地区Ⅰ) 現場条件因子表

記入番号	林小班	駆除対象本数(本)	破碎(搬出)幹材積(m³)	破碎(現地)枝条材積(m³)	材積合計(m³)	小運搬材積計(m³)	【傾斜】 緩-1 中-2 急-3	通 勤		製作(枝条)功程	小運搬功程		木材破碎処理 (現地:枝条)
								人員輸送車 片道距離(km)	徒歩往復 所要時間(分)	【作業条件】 難-1 中-2 易-3	【作業条件】 冬難-4 冬中-5 冬易-6	作業条件 距離(m)	
1	155に	320	259.08	38.86	297.94	38.86	1	4.8	8	3	6	20	【自走式チップー】
2	155に1	23	11.24	1.69	12.93	1.69	1	4.8	8	3	6	20	
3	155ほ	75	54.35	8.15	62.50	8.15	1	4.8	8	3	6	20	
4	155と	121	45.05	6.76	51.81	6.76	1	4.8	8	3	6	20	
5	155ち	229	102.61	15.39	118.00	15.39	1	4.8	8	3	6	20	
6	155り	386	133.32	20.00	153.32	20.00	1	4.8	8	3	6	20	
7	155り1	139	37.04	5.56	42.60	5.56	1	4.8	8	3	6	20	
8	155ぬ	66	21.09	3.16	24.25	3.16	1	4.8	8	3	6	20	
9	155ぬ1	3	1.73	0.26	1.99	0.26	1	4.8	8	3	6	20	
10	155ぬ2	82	25.20	3.78	28.98	3.78	1	4.8	8	3	6	20	
11	155ぬ3	98	19.43	2.91	22.34	2.91	1	4.8	8	3	6	20	
12	155る	45	8.77	1.32	10.09	1.32	1	4.8	8	3	6	20	
13	155る1	75	9.08	1.36	10.44	1.36	1	4.8	8	3	6	20	
14	155る2	86	16.16	2.42	18.58	2.42	1	4.8	8	3	6	20	
合計		1,748	744.15	111.62	855.77	111.62							

特記仕様書

①記録写真仕様書

②特別伐倒駆除仕様書

様式1「チップ原木処理誓約書」

様式2「チップ原木処理証明書」

記録写真仕様書

(写真の提出)

- 1 作業記録写真は、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
なお、提出部数については2部提出するものとする。

(準備器材)

- 2 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
 - ア 写真機（予備を用意しておく）
 - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。

(写真撮影)

- 3 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
 - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
 - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
 - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
 - オ 作業前、作業中（作業工程毎）、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。
ただし、作業区域が同流域かつ作業仕様が同一の場合は1小班とみなし、監督職員の指示により、その区域の代表的な箇所で撮影すればよいものとする。
 - カ 被害立木を伐倒後、胸高部に標示しているナンバーテープを伐根に貼付し撮影しなければならない。
なお、写真サイズは問わない。

(写真整理)

- 4 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

- 5 デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 記録形式はJPEGとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
 - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
 - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

(松くい虫防除)

特別伐倒駆除作業仕様書

(樹幹部チップ工場搬出)

- 1 作業着手前には、立入禁止等の注意標識等を設置し、入林者が作業箇所近づかないよう周知すること。
- 2 本作業の区域は別紙図面のとおりである。
- 3 契約後は直ちに事業計画書を提出するものとする。
- 4 該当立木（駆除対象木）については、別紙数量内訳書のとおりであるが、標示については、胸高部にピンクテープで鉢巻き標示及びナンバーテープで標示しているので、全て伐倒すること。やむを得ず支障木として伐倒しなければならない立木が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 5 伐根は努めて低くすること。
- 6 該当立木（駆除対象木）を伐倒する場合は、伐倒木の状態、周囲の地形等を十分考慮し、かかり木にならないようにすること。
- 7 伐倒した幹は、搬出に適した長さ2.0m程度に玉切りすること。
なお、これによりがたい場合は監督職員の指示を受けること。
- 8 運搬前の玉切り材の一時集積箇所が傾斜地等で滑落等のおそれのある場合は、杭などにより、その防止処置を講じること。
- 9 チップ原木は、被害地域拡大防止の観点から能代山本地域（能代市、藤里町、三種町、八峰町）に所在する工場へ納入すること。
なお、これによりがたい場合は監督職員の指示を受けること。
- 10 チップ原木は、納入先から令和8年6月30日までに処理する旨の様式1「チップ原木処理誓約書」を提出させること。
- 11 チップ原木の納入・チップ処理が完了した場合は、様式2「チップ原木処理証明書」を提出すること。

(枝条部破碎)

- 12 破碎を行う場合は、破碎後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破碎する場合には、15ミリメートル）以下となるようにすること。
なお、現地で破碎処理された材片は、一部に山積みにならないようにすること。

(その他)

- 13 この仕様書によりがたい場合、又は明記していない事項で必要ある時は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けること。

チップ原木処理誓約書

商号又は名称
代表者氏名 あて
※請負事業体

商号又は名称
代表者氏名
※チップ原木処理事業者

当社で受け入れた国有林のチップ原木は、下記の期日までに処理を完了します。

記

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1 国有林請負事業名 | 保安林総合改良整備事業（下浜地区） |
| 2 チップ原木予定処理量 | 〇〇〇m ³ |
| 3 チップ原木処理期日 | 令和 8 年 6 月 30 日 |

チップ原木処理証明書

分任支出負担行為担当官
米代西部森林管理署 小野寺 靖久 あて

商号又は名称
代表者氏名

令和8年 月 日付けで契約した保安林総合改良整備事業（下浜地区）のチップ原木を、下記のとおり搬入・チップ処理を完了したので報告します。

記

- 搬入先 ○○○○○ ※チップ原木処理事業者名
- チップ原木搬入量 ○○○m³
- 処理年月日 令和8年 月 日 ～ 令和8年 月 日

注) 本様式には、チップ原木処理事業者の受領書（納入伝票等）及びチップ原木処理誓約書を必ず添付すること。